

税務署から「案内」が届いていますか？

所得税法
の改悪で

記帳が義務化されました

実施は14年1月から

全業者
対象に

これまで事業所得等の金額が300万円までは記帳と帳簿などの保存義務が免除されていましたが、2011年度の税制「改正」で、すべての白色申告者に課せられることになりました。実施は14年1月1日からです。対象は事業所得者、不動産所得または山林所得を営む方です。

記帳義務化以外にも、こんなに
国税通則法は改悪された！

- 税務調査の期間
↓ 税務調査を5年に延長
- 資料の提示・提出等、領地権の拡大
↓ 税務署員が資料を持ち帰ることが可能に
- 再調査の明文
↓ 再調査が横行する可能性が
- 事前通知なしの調査を明文
↓ 事前通知する一方で、「通知しない」例外も明文
- 無申告者への罰則強化
↓ 無申告加算税に加え、「5年以下の懲役か500万円以下の罰金」と刑罰強化



自主記帳が一番

税務署は「簡易な方法」と宣伝していますが、中小業者が毎日、記帳することは大変です。景気が冷え込む中で、経理専門の従業員を雇用したり、税理士に依頼することは大変なことです。

民商では、記帳講習会を開いたり、身近な業者が集まって互いに教え合うなど、簿記や記帳の学習会を開催して「自分で記帳」しています。



民商で

自主記帳・自主計算を

資金繰りにも

売上や仕入れ、経費の状況を系統的につかむ自主記帳・自主計算をすることで、景気やお客の流れを敏感につかみ、無駄な経費を見直し、商品やメニューの開発にも活かされます。

自主計算は資金繰りにも発揮されます。



パソコン会計も

民商では、「パソコン会計教室」を取り組んでいます。「パソコンは初めて」という方でも、みんなですごいので安心です。あなたも是非参加しませんか。

税金・記帳・金融などの相談は…

横浜南部民主商工会

横浜市中区万代町2-4-1東カン横浜パークサイド708

TEL045-664-7950

なんぶ民商

検索